

旭川市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧
<p>2ページ 下から4行目 ～施設の長寿命化^{※2}及び維持管理^{※3}の適正化などを推進するとともに、バリアフリー^{※4}やユニバーサルデザイン^{※5}の考えに基づき、市民が安心して利用できる～</p> <p>2ページ 脚注追加 ^{※4}バリアフリー 障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。 ^{※5}ユニバーサルデザイン 障害の有無，年齢，性別，人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。</p> <p>4ページ 2行目から3行目 脚注番号変更 ～本市の最上位計画である「旭川市総合計画^{※6}」をはじめ，都市計画マスタープラン^{※7}や行財政改革推進プログラム^{※8}などの～</p> <p>4ページ 脚注番号変更 ^{※6}旭川市総合計画 ^{※7}都市計画マスタープラン ^{※8}行財政改革推進プログラム</p> <p>7ページ 3行目から4行目 脚注番号変更 ～自主財源である市税^{※9}の割合が低い一方で，地方交付税^{※10}や国・道支出金^{※11}の割合～</p>	<p>2ページ 下から4行目 ～施設の長寿命化及び維持管理の適正化などを推進することによって、市民が安心して利用できる～</p> <p>4ページ 2行目から3行目 脚注番号 ～本市の最上位計画である「旭川市総合計画^{※4}」をはじめ，都市計画マスタープラン^{※5}や行財政改革推進プログラム^{※6}などの～</p> <p>4ページ 脚注番号 ^{※4}旭川市総合計画 ^{※5}都市計画マスタープラン ^{※6}行財政改革推進プログラム</p> <p>7ページ 3行目から4行目 脚注番号 ～自主財源である市税^{※7}の割合が低い一方で，地方交付税^{※8}や国・道支出金^{※9}の割合～</p>

旭川市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧
<p>7ページ 下から1行目から 8ページ 1行目 脚注番号変更 ～平成25年(2013年)度に第三セクター等改革推進債^{※12}を発行し～</p> <p>7ページ 脚注番号変更 ※9 市税 ※10 地方交付税 ※11 国・道支出金</p> <p>8ページ 7行目 脚注番号変更 ～地方債の元利償還金等の公債費^{※13}のほか、生活保護費等の扶助費^{※14}及び～</p> <p>8ページ 脚注番号変更 ※12 第三セクター等改革推進債 ※13 公債費 ※14 扶助費</p> <p>16ページ 4行目 脚注番号変更 公園は都市公園^{※15}と都市公園法に基づかない公園^{※16}があり、～</p> <p>16ページ 脚注番号変更 ※15 都市公園 ※16 都市公園法に基づかない公園</p> <p>20ページ 13行目 脚注番号変更 建設改良費^{※17}は、企業債^{※18}残高を～</p>	<p>7ページ 下から1行目から 8ページ 1行目 脚注番号変更 ～平成25年(2013年)度に第三セクター等改革推進債^{※10}を発行し～</p> <p>7ページ 脚注番号 ※7 市税 ※8 地方交付税 ※9 国・道支出金</p> <p>8ページ 7行目 脚注番号 ～地方債の元利償還金等の公債費^{※11}のほか、生活保護費等の扶助費^{※12}及び～</p> <p>8ページ 脚注番号 ※10 第三セクター等改革推進債 ※11 公債費 ※12 扶助費</p> <p>16ページ 4行目 脚注番号 公園は都市公園^{※13}と都市公園法に基づかない公園^{※14}があり、～</p> <p>16ページ 脚注番号 ※13 都市公園 ※14 都市公園法に基づかない公園</p> <p>20ページ 13行目 脚注番号 建設改良費^{※15}は、企業債^{※16}残高を～</p>

旭川市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧
<p>38ページ 15行目 ～検討します。なお、改修等を行う場合は、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。</p> <p>38ページ 20行目から22行目 ～図ります。また、改修等はユニバーサルデザインの考えに基づき行います。 今後も～</p> <p>38ページ 下から5行目 脚注番号変更 施設利用者の安全確保のために特定既存耐震不適格建築物^{*23}、～</p> <p>38ページ 脚注番号変更 ^{*23} 特定既存耐震不適格建築物</p> <p>40ページ 7行目 脚注番号変更 ～指定管理者制度やPFI^{*24}及びPPP^{*25}手法の導入などにより～</p> <p>40ページ 脚注番号変更 ^{*24}PFI ^{*25}PPP</p> <p>44ページ 9行目 脚注番号変更 ～計画へとスパイラルアップ^{*26}を図ります。</p> <p>44ページ 脚注番号変更 ^{*26}スパイラルアップ</p>	<p>38ページ 15行目 ～検討します。</p> <p>38ページ 19行目から20行目 ～図ります。 今後も～</p> <p>38ページ 下から6行目 脚注番号 施設利用者の安全確保のために特定既存耐震不適格建築物^{*21}、～</p> <p>38ページ 脚注番号 ^{*21} 特定既存耐震不適格建築物</p> <p>40ページ 7行目 脚注番号 ～指定管理者制度やPFI^{*22}及びPPP^{*23}手法の導入などにより～</p> <p>40ページ 脚注番号 ^{*22}PFI ^{*23}PPP</p> <p>44ページ 9行目 脚注番号 ～計画へとスパイラルアップ^{*24}を図ります。</p> <p>44ページ 脚注番号 ^{*24}スパイラルアップ</p>

旭川市公共施設等総合管理計画 新旧対照表

新	旧
<p>裏表紙 枠内 平成 28 年 (2016 年) 2 月策定 平成 31 年 (2019 年) 4 月改訂</p> <p>問合せ先 旭川市総務部公共施設マネジメント課</p> <p>〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目 総合庁舎 6 階 電話 0166-25-9836 FAX 0166-24-7833 E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp</p>	<p>裏表紙 枠内 平成 28 年 (2016 年) 2 月</p> <p>問合せ先 旭川市総務部管財課財産担当</p> <p>〒070-8525 旭川市 6 条通 10 丁目 第三庁舎 1 階 電話 0166-25-5695 FAX 0166-22-8062 E-mail zaisan@city.asahikawa.hokkaido.jp</p>